

# 人権についての見方や考え方やその技能を学ぶ

筑波大学教授 江口勇治

## 1 人権についての見方や考え方をみんなで学ぶことの必要性

みんなの周りに、昔の専制君主(人の支配)のように自分勝手な乱暴者がいるとします。彼はある日突然「私の許可なく、喋ってはいけない」と言い出しました。ところがみんなは、それは「君が決めることではない。みんなで決めることだ。また喋ってはいけないとすれば、みんなで決めることができない。意見を言うことは、自分でみんなのことや自分のことを考えるときには絶対に必要だ」と声を上げ、みんなが自分たちのたいせつな決まりや方針を決める社会(民主主義)が必要だということを学びました。そしてそのようなたいせつなみんなの権利(人権)や責任を文書(憲法)に残し、将来もこの原則(立憲主義、議会制)から考えてもらうことにし、国民権と法の支配を実現させました。

ところが、ある日その国の言葉がよくわからない人がやってきて「私はうまく表現できないが、私の意見も聞いてほしい」と訴えました。するとその訴えに共感して「みんなが決めたことでも、それがいつも正しいとは限らないかもしれない、少数派の人の考えにも耳を傾けよう」となりました。少数派の意見にも配慮することは、社会がよ

りよくなるために必要と考えたからです。これが国民権と基本的人権の関係ではないでしょうか。

そしてこれを歴史的にわかるように工夫しているのが「2. 基本的人権の歩み」です。

このように人権の見方や考え方の理解では、日本ばかりでなく他の国の歴史や現代の新しい動きを利用して学ぶことが必要なのです。

ところで日本国憲法では政府が国民のためにやべきことや国民に対してやってはいけないことなどを一般的に規定していますが、だからといって人権の侵害がなくなることはありません。そこで憲法の規定や国際的な人権保障の規定をみんなでまず理解することが必要ですが、あわせて自分たちの権利は自分たちで守るという視点に立って守るための技能を磨くことも欠かしてはいけません。

## 2 身近な差別や偏見を解決する技能を磨く

人権の多くは相手の立場になったとき、自分でもきっとそう思うとみんなが納得したものです(立場の互換性)。でも気づかないうちに自分の目線だけでは、相手の人としての尊厳や個性を踏みにじることがあります。たとえば「第3部 第2章 人権を考える」1. 偏見や差別の「こんな場面を見かけませんか」は私たちの身の周りで見ていることです。

### 2. 基本的人権の歩み

**1215年 マグナカルタ(イギリス)**  
第39条 いかなる自由人も、裁判や法律によること以外で、逮捕されたり没収されたりしない。

**1609年 権利章典(イギリス)**  
第1条 国王の専断なしで、王の権利により、法律なしに臣民の権利を停止するようなことは違法である。第5条 国王に課税することは臣民の権利であり、このような課税をしたらめ厳禁されたり没収されたりすることはすべて違法である。

**1776年 独立宣言(アメリカ)**  
われわれは、次の真理を当然のものとして認め、すべての人は平等につくられていること、(神勅)一定のゆるぎを容れざる権利をこええられていること、それらの中には、生命、自由、および幸福の追求がふくまれていること、

**1789年 人権宣言(フランス)**  
第11条 一すべての市民は自由に話し、書き、出版することができる。ただし、法律の定むる場合におけるこの自由の範囲についてはみづから責任を負わなければならない。

**1789年という、日本はどんな時代だったんだろう。**

上の風刺画はフランス革命当時のものです。当時の社会の変わりようがともよくあらわされていますね。

身分制度が存在していたこの時代において、在の豪族は当時の特権階級の人たちだけに有効なものでした。しかしここで述べられたことは、のちの人権思想の基本となるものでした。

**ロックの考え(1632-1704)**  
人間は生まれながらにして、生命・自由・財産などを基本的人権をもっている。

**ルソウの考え(1712-78)**  
人間の自由・平等・幸福を実現させるためには、人民が主権をもった共和国をつくるべきである。

**自由や平等などの権利が、一度に全部認められたわけではないのだから。**




(革命前)                      (革命後)

フランス革命

**やってみよう** ~私たちの解決策

こんな場面を見かけませんか。



帝国書院『中学生の公民(最新版)』p.106

これらの生徒のセリフの中で、事実を誇張したり自分の都合に合わせて人を勝手に判断する何げない発言をマークさせてみてはどうでしょうか。

このように他者をその人として認める感性や感覚が、生活の中で実践されることがまず人権の技能を磨くはじめの一歩だと思います。

また差別や偏見を解消し、自由で公正な社会を実現するうえでは、ささいな侵害でもお互いが声をあげみんなに伝える必要があります。自由権、平等権、社会権の意義をみんなが形式的には理解していても、社会が複雑で多様化するにつれ、権利と権利の衝突が日常化し、どの権利を擁護することが社会にとってよいことなのかよくわからなくなってきました。そんな時には「自分のことは自分で決めたいと声を上げる」「みんなのことはみんなが決めるべきだと主張する」といった原則に立ち返ることがたいせつなのです。

たとえば「あなたはどっち？」では「個人の自由か、公共の福祉か」が争われていますが、争点

を明らかにし、生徒にそれぞれの立場から主張させて、両者の主張の妥当性を、生徒全員で議論させるのも一手です。いろんな意見がでてまとまらないかもしれませんが、それでもそんな活動から、冷静に判断する技能(能力)が育っていくでしょう。

**3** 新しい権利は各人およびみんなが考えるもの

人権とは、もともと社会をより開かれたものにしていく複数的なものです。そのため「さまざまな新しい人権」が今日では主張され、一般的に人人はそのような権利も認めるべきではないだろうかとみんなが考えはじめました。

**考えよう** ~あなたはどっち?



帝国書院『中学生の公民(最新版)』p.115

新しい人権として示されているものを、その人の立場になっても、そうした主張を訴えられる側になっても、「たいせつなこと」として認められる



帝国書院『中学生の公民(最新版)』p.119

かどうか、話し合ってみましょう。

また新しい権利は司法の場で決まってくる性質もあるため、人権の擁護を裁判所に求めることも増えてきました。

しかし基本的には現在および将来にわたってこれらの権利はたいせつなのであると考え、それを守る責任を各人がそれぞれに考えてみる必要があるのであります。人権や権利はよく義務や責任との関係でも考えられるように、実はバラ色の天から下りてきた恵みではないのです。暴君を排除したように、苦勞して人々が獲得してきたものです。そしてみんなでやってよいこと、やっていけないことを、各人に課したのです。たとえば自分で決めてよい範囲と自分では決めてはいけない範囲をわきまえること、勝手な濫用は戒めること、またおかしことのできないものとしてそれを守る責務が各人にあることを決めたのです。そのため人権は、日常生活の中でたえず反省的に考えなければならぬものなのです。

#### 4 人権の見方や考え方はどこでも学べること

『中学校学習指導要領解説－社会科』では「個人の尊厳と人権の尊重の意義、とくに自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ」「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」ということを基本的な視点にして、それぞれの指導内容と全体との有機的な関連を図る必要がある」として、個人の尊厳・人権・国民主権を、どの内容の学習でも題材として筋として通してほしいとしています。そのため教科書のどの項目でも程度の差はあれ、人権が学べるように工夫

されているのです。たとえば「第1部 第2章 個人と社会生活を考えよう」の「4. よりよいくらしのために」では、あるマンションで起きた人間の権利衝突や紛争を、当事者みんなで解決する私的自治の原則から、みんなで話し合い、よいルール（法）を決めることで、公正な解決を実現してみようとなっています。



帝国書院『中学生の公民(最新版)』p.34

こうしたいろいろな内容を通じて、人権を学ぶことは、人権学習の基本だと思います。

その他の章でも、学習では「相手の立場に立ってみるとどうなるか考えて、みんなが必要だと思っていることは、法や司法を通じて、政治を通じて実現しよう」という方向で学べるようになっていきます。このような視点に立って、身の周りの問題や紛争を解決する見方や考え方および技能をみんなで学ぶことが、実は人権を確かなものにすることになるのではと考えます。

なお中学校の人権では、あまりむずかしい問題ではなく、学習することで問題がある程度解決できるのでと実感できる教材をもっと取り扱うことが必要ではないでしょうか。たとえば「第2部 第4章 福祉社会と財政」の「2. ともに生きる社会に向かって」と「3. 福祉社会を実現するために」などはその好例ではないでしょうか。「ともに生き、お互いがその人なりの尊厳をまっとうできる」ことを、体験的に実感できることが人権の定着につながることをもっと思い起こす必要を感じます。